

芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

12-1

改 正 案					現 行				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
区分		支給単位	報酬額（円）	旅費の額	区分		支給単位	報酬額（円）	旅費の額
芦屋市教育委員会 ～ 芦屋市介護認定審査会		(省略)			芦屋市教育委員会 ～ 芦屋市介護認定審査会		(省略)		
芦屋市障害支援 区分認定審査会	会長及び合 議体の長	日額	18,300	旅費条例別 表第1級別2級 の者の旅費相 当額	芦屋市障害程度 区分認定審査会	会長及び合 議体の長	日額	18,300	旅費条例別 表第1級別2級 の者の旅費相 当額
	委員	日額	16,500			委員	日額	16,500	
公務災害補償等認定委員会 ～ その他の特別職の職員		(省略)			公務災害補償等認定委員会 ～ その他の特別職の職員		(省略)		
備考 (省略)					備考 (省略)				

芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号) 第5条第12項に規定する障害者支援施設 (次号において「障害者支援施設」という。) に入所している場合 (同条第7項に規定する生活介護 (次号において「生活介護」という。) を受けている場合に限る。)</p> <p><b>平成26年4月1日施行</b></p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第5条第11項に規定する障害者支援施設 (次号において「障害者支援施設」という。) に入所している場合 (同条第7項に規定する生活介護 (次号において「生活介護」という。) を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号) 第5条第12項に規定する障害者支援施設 (次号において「障害者支援施設」という。) に入所している場合 (同条第7項に規定する生活介護 (次号において「生活介護」という。) を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) (省略)</p>

芦屋市立みどり地域生活支援センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(事業)</p> <p>第3条 地域生活支援センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 生活介護 (<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号。以下「法」という。)) 第5条第7項に規定する生活介護をいう。以下同じ。) を行う事業</p> <p>(2)・(3) (省略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 地域生活支援センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 生活介護 (<u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号。以下「法」という。)) 第5条第7項に規定する生活介護をいう。以下同じ。) を行う事業</p> <p>(2)・(3) (省略)</p>

芦屋市立すくすく学級の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(事業)</p> <p>第3条 すくすく学級は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 日中一時支援 (<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号) 第77条第3項に規定する事業として行う支援のうち、日中、障害児に活動の場を提供するとともに、障害児を見守り、社会に適応するための日常的な訓練等をいう。) を行う事業</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 すくすく学級は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 日中一時支援 (<u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号) 第77条第3項に規定する事業として行う支援のうち、日中、障害児に活動の場を提供するとともに、障害児を見守り、社会に適応するための日常的な訓練等をいう。) を行う事業</p> <p>(3) (省略)</p>

芦屋市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p data-bbox="286 368 584 400"><b>平成 26 年 4 月 1 日施行</b></p> <p data-bbox="286 405 1070 437">○<u>芦屋市障害支援区分認定審査会</u>の委員の定数等を定める条例</p> <p data-bbox="264 504 539 536">(審査会の委員の定数)</p> <p data-bbox="237 560 1111 727">第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号) 第15条の規定により設置する芦屋市障害程度区分認定審査会 (以下「審査会」という。) の委員の定数は、15人以内とする。</p> <p data-bbox="286 759 584 791"><b>平成 26 年 4 月 1 日施行</b></p> <p data-bbox="286 796 1093 935">第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) 第 15 条の規定により設置する<u>芦屋市障害支援区分認定審査会</u> (以下「審査会」という。) の委員の定数は、15人以内とする。</p>	<p data-bbox="1196 360 1984 392">○<u>芦屋市障害程度区分認定審査会</u>の委員の定数等を定める条例</p> <p data-bbox="1160 504 1435 536">(審査会の委員の定数)</p> <p data-bbox="1133 560 2007 679">第1条 <u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号) 第15条の規定により設置する<u>芦屋市障害程度区分認定審査会</u> (以下「審査会」という。) の委員の定数は、15人以内とする。</p>

芦屋市国民健康保険条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(医療付加金)</p> <p>第7条の3 被保険者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第19条（同法第6条第3項第2号に規定する結核に限る。）若しくは第37条の2又は<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第58条第1項（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。）の規定により、医療を受けるときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その医療に要する費用の額のうち当該被保険者が負担すべき額に相当する額を結核・精神医療付加金として支給する。ただし、精神通院医療については、その医療に要する費用の額の100分の5に相当する額と当該被保険者が負担すべき額に相当する額とのいずれか少ない額を支給する。</p>	<p>(医療付加金)</p> <p>第7条の3 被保険者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第19条（同法第6条第3項第2号に規定する結核に限る。）若しくは第37条の2又は<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第58条第1項（<u>障害者自立支援法施行令</u>（平成18年政令第10号）第1条第3号に規定する精神通院医療に限る。）の規定により、医療を受けるときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その医療に要する費用の額のうち当該被保険者が負担すべき額に相当する額を結核・精神医療付加金として支給する。ただし、精神通院医療については、その医療に要する費用の額の100分の5に相当する額と当該被保険者が負担すべき額に相当する額とのいずれか少ない額を支給する。</p>

芦屋市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">平成 26 年 4 月 1 日 施行</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）<u>第 5 条第 11 項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第 7 項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) (省略)</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) (省略)</p> <p>2 (省略)</p>